

盛岡広域振興局長告示第17号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

令和2年4月3日

盛岡広域振興局長 泉 裕 之

1 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0362190084	一般社団法人しずくいし 訪問看護ステーション	しずくいし訪問看護ス テーション心	岩手郡雫石町万田渡74番地1	令和2年4月1日
0362290033	横田ケアシステム株式会 社	ピースハート訪問看護 ステーション	紫波郡紫波町桜町字三本木22 番地5	〃

2 介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0372200857	社会福祉法人紫波会	特別養護老人ホームに いやま荘桜町ユニット	紫波郡紫波町桜町字三本木46 番地1	令和2年4月1日